

第63回京都市都市計画審議会 会 議 録

日時 平成29年11月13日 午後1時30分～午後4時

場所 ANAクラウンプラザホテル京都 2階「平安」

京都市都市計画審議会事務局

第63回 京都市都市計画審議会議事事項

議事番号	議 事 事 項	備 考	頁
計議第275号	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画） 生産緑地地区の変更について (京都市決定)		1
計議第276号	一般廃棄物処理施設の敷地の位置について	建築基準法第51条ただし書の適用	3

報告事項

- ・「京都市生産緑地地区の区域の規模に関する条例」（案）に関する市民意見の募集について
- ・魅力あるまちづくりを目指した持続可能な都市の構築の検討について
- ・都市のレジリエンスの構築に向けて

京都市都市計画審議会委員名簿

・ 条例第2条第2項第1号委員

板谷 直子	立命館大学客員准教授	
奥原 恒興	京都商工会議所専務理事	欠席
川崎 雅史	京都大学大学院教授	
佐藤 由美	奈良県立大学准教授	
島田 洋子	京都大学大学院准教授	
須藤 陽子	立命館大学教授	
塚口 博司	立命館大学特任教授	
中嶋 節子	京都大学大学院教授	
葉山 勉	京都精華大学教授	
牧 紀男	京都大学教授	
宮川 邦博	公益財団法人京都市景観・ まちづくりセンター専務理事	

・ 条例第2条第2項第2号委員

小林 正明	産業交通水道委員
下村 あきら	産業交通水道委員
田中 明秀	文化環境委員
西村 義直	文化環境委員
井上 けんじ	教育福祉委員
西野 さち子	まちづくり委員
樋口 英明	総務消防委員
大道 義知	文化環境委員会
西山 信昌	教育福祉委員会
隠塚 功	まちづくり委員会
菅谷 浩平	教育福祉委員
村山 祥栄	産業交通水道委員

・ 条例第2条第2項第3号委員

井上 智夫	国土交通省近畿地方整備局企画部長
(代理出席 田中 哲也	京都国道事務所長)
山本 悟司	京都府建設交通部長
(代理出席 壺内 賢一	都市計画課長)
小林 晃	京都府警察本部交通部長
(代理出席 中西 利之	交通規制課調査官)

・ 条例第2条第2項第4号委員

原 小壽
伊藤 正和

○塚口会長　それでは、ただ今から議案の審議に入りたいと存じます。

その前に、私のほうから一言だけお願い申し上げたいことがございます。この都市計画審議会は1号委員から4号委員まで、この区分によりましていろいろな方が御参加されておられます。多くの方々から御意見を頂戴したい、そういう思いからこういう場が設定されているわけでございます。したがって、できるだけ多くの委員の皆様方に必要なところで御発言いただける、こういう形で進めたいと思いますので、御配慮いただきますよう、よろしく願いいたします。

それでは、次第に沿いまして、議案書に沿いまして進めてまいりたいと思います。

本日、市長から諮問を受けております案件は、2案件、2議案でございます。これからの会議運営につきまして、各委員の皆様方の御協力をよろしく願いいたします。

計議第275号
都企計第140号
平成29年10月20日

京都市都市計画審議会
会長 塚口 博司 様

京都市長 門川 大作

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区
の変更について（付議）

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定
に基づき、別紙のとおり貴審議会に付議します。

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）
生産緑地地区の変更（京都市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面 積	備 考
約 576.60 ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

市街化区域内における良好な都市環境の形成に資する生産緑地について、位置及び区域の変更並びに面積の増減に変更が生じたため変更するものである。

まず、計議第275号議案を議題といたします。この議案は、生産緑地地区の変更に関する議案でございます。

事務局、説明をよろしく願いいたします。

○事務局 それでは、計議第275号議案につきまして御説明いたします。

生産緑地制度は、市街化区域内における農地等の持つ緑地機能に着目して計画的な保全を図るものであり、農林漁業との調整を図りつつ、一団の面積が500平方メートル以上の農地等を生産緑地地区に指定することにより、良好な都市環境の形成を図ろうとするものでございます。

本議案は、この制度に基づく生産緑地地区の変更に関するものであり、新たな追加指定や、主たる事業者の死亡や病気、けがなどにより営農ができなくなった農地等で、買取り申出経路を経て既に行為の制限が解除された生産緑地地区について廃止等を行うものでございます。

議案書2ページの計画書をごらんください。

今回の変更の生産緑地地区面積につきましては、表にございますとおり約576.60ヘクタールとなります。

次に、変更内容について御説明いたします。資料1-2「計議第275号議案参考資料」2ページの生産緑地地区の変更の内訳表をごらんください。

表の中段に記載しております今回の変更内訳につきましては、買取り申出により廃止となる地区が26地区、面積約2.02ヘクタール、地区数の増減はないものの面積が減となる地区が54地区で、面積約6.73ヘクタールが減少いたします。また、追加指定により面積が増となる地区が1地区、面積約0.05ヘクタールが増となります。したがって、今回の変更後の地区数につきましては26地区が減少し、2,101地区、面積約8.7ヘクタールが減少し、生産緑地面積全体の面積は約576.6ヘクタールとなります。

次に、変更箇所についてでございます。資料1-1-1「計議第275号議案付図」2ページから9ページに総括図を添付しておりますので、ごらんください。

右上に凡例を記載してございますが、地図に緑色で表示している箇所は既に生産緑地地区として指定している地区でございます。

付図 4 ページをごらんください。

主に右京区と西京区に係る箇所の図面ですが、図面の中心から下側の桂川のすぐ南側に小さく赤色で表示した箇所が今回追加する箇所でございます。

その他、各ページにおいて黄色い色で表示している箇所が今回廃止する箇所でございます。

なお、詳細につきましては、お二人に 1 冊となりますが、机の上に御用意しております緑色の A 3 紙ファイルにとじております計画図をごらんいただきますようお願いいたします。

計議第 2 7 5 号議案の説明は以上でございます。

本都市計画の案につきましては、都市計画法第 2 1 条第 2 項の規定において準用する法第 1 7 条第 1 項の規定に基づき、理由説明書を添えて平成 2 9 年 9 月 4 日から 9 月 1 9 日までの 2 週間、公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はありませんでした。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○塚口会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明いたしました計議第 2 7 5 号議案につきまして、御意見、御質問がございましたら承りたいと思います。いかがでしょうか。

島田委員、どうぞ。

○島田委員 すいません、この審議会で面積の変更というのに対して異存はございませんが、1 つだけちょっとお願いというか、要望がございます。

今回、生産緑地地区というのは、今ここで説明がありましたように、面積が減っていく、それから廃止になるということで、生産緑地の役割がだんだん変わっていくということになっていると思うんですが、ここで多分所有者の方のいろんな御事情があってこのような変更になると思うんですけども、それぞれの地区でどれだけ変更になっているかという、そういう情報を多分都市計画局でお持ちだと思んですが、この問題は、面積の変更はここで法律上お認

めするということになるんですが、一方で、例えば京都市における農業政策ですね。農地をどうするかという政策でありますとか、あともう1つ重要なもので、地球環境問題にかかわる部局のほうで多分都市の中で緑地をどうしていくかという問題にかかわっておられる部署の方々がいらっしゃると思いますので、こういう都市の緑地のことをいろいろ考えていく部署同士でこのような生産緑地の変更の詳しい、どの地域が多いのかとか、どういう事情で変更されたのかというような情報を共有していただいて、一方では多分都市の農業をどうするかということを考えておられる方もいらっしゃると思いますし、地球環境問題の上でも都会の中の緑というのはとても重要な観点ですので、ぜひそれらの関連部署の方々とこの間の、今、表でぱっと数字だけで示しているんですが、どういう傾向があるのかとか、そういう分析ができるような形でぜひ情報の共有をお願いしたいと思ひまして、ちょっと一言意見させていただきます。

○塚口会長 事務局、いかがでございましょうか。何がしか。どうぞ、お願いします。

○事務局 今、島田委員からおっしゃっていただきましたこととございます。生産緑地地区ということで、都市計画といたしましては地区の変更ということとございますけれども、今、御意見賜りましたとおり、その内容といたしますか、あるいはその理由ですとか傾向といったものにつきましては、これまでから農政部局のほうとも情報はしっかりと共有をして手続を進めております。

ただ、次の報告案件にもかかわるんですけれども、この生産緑地、毎年大体10ヘクタールから15ヘクタールぐらい減っていったというこの現実を踏まえまして、国のほうも動きを始めておりますし、私ども京都市のほうも、少しでも残していく、保全・活用を図っていくという方向で各部署とも引き続き連携をしながら取り組みを進めていきたいと考えてございます。環境の部局のほうとも、今のところあまり密には連携は確かにできてない部分もあるかと思いますが、御意見も踏まえまして、どういう連携ができるかも含めて取り組みを始めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○塚口会長 島田委員，よろしゅうございましょうか。

○島田委員 ありがとうございます。

○塚口会長 どうぞ。戸田委員さんからですね。よろしくお願いします。

○戸田委員 京都市農協の組合長を仰せつかっておる戸田でございます。

ただいま，委員さんのお名前，ちょっと忘れたんですけども，御質問がありましたその点について，多少私の知っている範囲でお答えさせていただきたいと思う次第でございますけれども。

農業というのは皆さんどのお考えか知りませんが，今の日本の産業の中枢を占めている第3次産業，第4次産業というそんな高度な生産性がある産業ではございません。私どもいつも言うてるんですけど，スロー産業という感じで，生産性の低い産業ということを経験の上で話を聞いていただいたら結構かと思うんですけども。

生産緑地制度，この制度ができて約30年近くになるんですけども，我々農業を担う者にいたしましては，ただいま申しましたスロー産業，生産性の低い，それでもやはり先祖代々の農地，そして都市の農産業，まして京都は1200年の古い都でございます。その都を支えてきた，食料面で支えてきたのはやはり我々農家の先祖が大半を，都市の，この日本の中枢を支えてきたのが我々の先祖かと思っておる次第でございます。

その1つのあかしといたしまして，だんだん今現在薄れてきましたけれども，京野菜というこういうブランド商品があるというのも，やはり都を支えてきた我々の農産物がこの日本で認識された京ブランド，京野菜というものが現在存在していると。それが今皆さんどのお考えか知りませんが，だんだん京都以外で生産されたものが京野菜として今現在大手を振って流通しているということが，京都市内で農業を営んでいる我々組合員としては大変遺憾というか，悲しい思いをしているんですけども。

そういうことも私ども，その生産性の低い京都の農業の中で，やはりこの日本の高度経済成長の流れ，農家は経済面で遅れるということで，汚い，危険という，そういう職業で，なかなか跡取りがなかったということで，生活を変え

ることで不動産所得を一部農地転用で確保し、そして、農地を守っていくという方策を今現在大半はとっている。一部はまた違うんですけど、そういう形で、そして、今の問題になっております生産緑地も、やはり今現在としても、生産緑地はこれが限度、これ以上生産緑地を増やすこともできないし、減らすこともできない。だけど、相続税とか、そして、来年の通常国会に何か上程されるようすけれども、道連れ生産緑地解除ということで、今までは500だったのが300になり、それは決まりましたけれども、納税猶予の問題で、生産緑地を相続され、そして、納税猶予を受けた場合は、その農地は自分で耕さんなんと、自作しなあかん、それが条件でございます。それも来年の通常国会にはそれを借地としては認めるという法律が制定されるということで、徐々にこの生産緑地が減っていくという見通しを持っております。

まして我々京都市農協の組合員は、やはり都市緑化、都市の空間をいかに守っていただき、緑のある心豊かな京都市ということで、やはり空間のある公共的な緑地じゃなしに、自然な緑地、食料生産がされている美しい農地、美しい生産緑地が維持できるように私ども京都市農協は頑張ってこれからもまいりますし、その生産緑地を維持できるような御協力も市民の皆さんにお願いいたしまして、しっかりと見えませんでしたけれども、私どもの今現在の心境をお話しさせていただきました。

どうもありがとうございました。

○塚口会長 どうもありがとうございました。

どうぞ、事務局。

○事務局 島田委員、戸田委員、御意見ありがとうございます。

私、農林振興室の農政企画課で農業振興を担当しております。

都市農業の現状につきましては、先ほど戸田委員のほうからお話があったとおりでございます。京都市におけます都市農業の振興施策につきましてはでございますが、今、戸田委員のほうからもお話ありましたとおり、京都の賀茂なす、九条ねぎをはじめ京野菜につきましては、都市住民に新鮮かつ高品質で多種多様な野菜をお届けできているという状況の中で、京都市におきましても非

常に都市農業というのは重要であるということでございますので、京都市独自の事業をこれまで展開してきたところでございます。

できれば国の補助事業等を活用して進めていきたいところではあるんですが、これまでの国の施策につきましては、市街化調整区域、それから白地におけるいわゆる農業振興地域に対する補助施策に重点が置かれてまいりまして、都市農業、生産緑地に対する独自の施策というのはなかなかなかったような状況ではあるんですけども、このたびの都市農業振興基本法、基本計画の制定を踏まえまして、京都市としましても国のほうの事業、新設の動向等を見きわめながら、京都市としてもさらなる事業の充実、島田先生から御指摘ありました温暖化対策の部署等々と連携して進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○塚口会長 ありがとうございます。

ほかに御意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、御意見、御質問も出尽くしたようでございますので、ただいまの計議第275号議案について原案どおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○塚口会長 ありがとうございます。皆さん賛成のようでございますので、原案どおり可決いたします。

続きまして、本来ならば次の議案に移るところでございますが、本日は新たに制定を予定しています生産緑地に関する条例に関する報告がございます。今後、生産緑地の変更等に密接にかかわってくる事項でありますので、戸田臨時委員、富阪臨時委員の御臨席のもと、このまま「京都市生産緑地地区の区域の規模に関する条例」(案)に関する市民意見の募集についての報告に移らせていただきたいと思います。

それでは、事務局、御説明よろしくお願いたします。

○事務局 それでは、「京都市生産緑地地区の区域の規模に関する条例」(案)に関する市民意見の募集について御報告いたします。

お手元の「報告案件1説明資料」をごらんください。本資料は、市民意見募集に当たり、市民、農業関係団体等へ配付するリーフレットでございます。

それでは、資料1の1ページ目をごらんください。

意見募集の趣旨についてでございます。

生産緑地制度とは、市街化区域内の農地等で、農林漁業と調和した良好な都市環境の形成に役立ち、将来公共施設等の敷地として適している農地等を都市緑地として保全を図る制度でございます。

本市では、京都市都市計画マスタープランにおいて、緑を活かした低炭素型の都市の実現を目標に掲げるとともに、市街地内やその近辺における緑の保全を図ることとし、市街化区域内の優良農地等を生産緑地地区に指定し、計画的に保全を図っているところでございます。

これらの市街地内の農地は、これまで主に宅地等に活用されてきましたが、平成27年4月に都市農業振興基本法が国において制定され、都市農地は農産物の供給だけでなく、防災、景観、環境の保全等の多様な機能を果たすものとして、積極的に保全・活用を図っていくことが示されました。

これを契機に、都市農地の位置づけを「宅地化するべきもの」から「都市にあるべきもの」とする方針転換がされ、その具体施策として、平成29年6月に生産緑地法が改正され、生産緑地地区の面積の下限について、現行の500平方メートル以上から、市町村が条例で定める300平方メートルから500

平方メートル未満の範囲で定めることができることとなりました。

また、都市計画運用指針においては、「一団のものの区域」の取り扱いが見直されるなど、生産緑地地区の指定に関する要件が緩和されています。

本市では、今般の法改正の内容を踏まえ、「京都市生産緑地地区の区域の規模に関する条例」（案）を取りまとめ、市民の皆様から御意見を募集することといたします。

市民意見の募集期間は、平成29年11月15日水曜日から12月14日木曜日まででございます。

それでは、資料の2ページ目をごらんください。

初めに、1、(1) 条例制定の目的でございます。

京都市都市計画マスタープランでは、緑のオープンスペース機能や避難のための空間としての機能、雨水貯留機能等、多様な機能を持つ市街地内の農地等の保全・活用を図ることとしており、これまでから市街化区域内の農地等の保全・活用を図っているところですが、現行の生産緑地制度では面積要件に満たない500平方メートル未満の小規模な農地等においても、これらの多様な機能を果たすことが期待できることから、京都市生産緑地地区に関する条例を定め、自然と調和したゆとりと潤いのある市街地の形成を目指してまいりたいと考えております。

次に、(2) 条例案の内容についてでございます。

本条例案では、生産緑地地区の区域の規模に関する要件を、生産緑地法施行令で定める基準を踏まえ、300平方メートル以上といたします。

最後に、2、今後の予定についてでございます。

資料下段をごらんください。市民意見募集でいただいた御意見を踏まえ、平成30年2月市会に条例案を提出させていただき、議決が得られましたら、平成30年4月から施行したいと考えております。

なお、リーフレット裏面の4ページには、トピックスとして、このたびの法改正とあわせて見直された都市計画運用指針における一団のものの区域の取り扱いについて記載しております。

簡潔に御説明いたしますと、これまで一団のものの区域は、例1に記載しているように、農地等の離隔が6メートル以下にて物理的に一体的な地形的なまとまりがあれば指定可能となっておりましたが、今般の都市計画運用指針の改正により、例に記載のように物理的な一体性を有しない場合でも同一の街区や隣接する街区内であり、個々の面積が100平方メートル以上で、合計の面積が300平方メートル以上の複数の農地が一体として緑地機能を果たしているものであれば指定可能となるなどの緩和がなされております。本件につきましては、今回の条例案の市民意見募集とあわせて周知を図ることとしております。

事務局からの報告は以上でございます。

○塚口会長 ありがとうございます。

ただいまの件につきまして御意見、御質問がございましたら承りたいと思います。いかがでしょうか。

西野委員さん、どうぞ。

○西野委員 ほぼ要望なんですけれどもね。このトピックスのところの例2-2にもありますけれども、農地のDとFが個別の農地ではあるんですけれども、つながっているといいますか、地続きで隣接しているということがあれば、こういったところも含めて指定できるような見直しを今後ぜひ進めていっていただきたいなと思いますので、小さなところでもぜひ残していくということで前向きな取り組みをしていただきたいということをお願いしたいと思います。

以上です。

○塚口会長 事務局、何かございませんか。承っておくでよろしゅうございますか。

わかりました。御意見どうもありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

どうぞ。

○川崎会長職務代行者 先ほど生産緑地が少なくなっていくという問題に対して、300平米以上ということを一団で扱えるということは、これは増加に対して非常に希望的な非常にいいタイミングでこういうことが起こってきたと思

いますが、ちょっと懸念するとすれば、逆に小さいところが多くなりますので、増加するとなると、例えば生産緑地、雑草が生えてほってあるとか駐車場がわりに実質使っているとか、そういった指定の後の管理が逆にまた増加した分大変だと思っんですけども、そのあたりもしっかりとまた維持管理の面もあわせて京都市として1つ確認をしていただくというのは、これまで以上に大変になるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと。これは意見で。

○塚口会長 御意見として承っておくということですね。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、御意見、御質問も出尽くしたようでございますので、これで「京都市生産緑地地区の区域の規模に関する条例」(案)に関する市民意見の募集についての報告を終わります。

さて、戸田臨時委員、それから富阪臨時委員におかれましては、生産緑地地区の変更に関する審議及び生産緑地条例に関する報告につきまして、御多忙中にもかかわらずおいでをいただきまして、まことにありがとうございました。

それでは、御退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。

○戸田委員 どうもありがとうございました。

(戸田委員、富阪委員退室)

計議第276号
都企計第141号
平成29年10月20日

京都市都市計画審議会
会長 塚口 博司 様

京都市長 門川 大作

一般廃棄物処理施設の敷地の位置について（付議）

建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、別紙のとおり貴審議会に付議
します。

名 称	位 置	敷地面積	建築面積	延床面積	備考
一般廃棄物 処理施設	京都市北区 大森稲荷78 番地の1ほか	723.73 m ²	256.51 m ²	256.51 m ²	処理能力 5.005t/日

理 由

市街化調整区域において、ごみの減量化・再資源化等の循環型社会の構築を進めることを目的に、剪定枝葉を堆肥化するための一般廃棄物処理施設を新築するに当たり、建築基準法第51条ただし書に基づく許可が必要となることから、同規定に基づき本審議会に付議するものである。

それでは、次に、計議第276号議案を議題といたします。この議案は、一般廃棄物処理施設の敷地の位置に関する議案でございます。

それでは、事務局、説明よろしくお願いたします。

○事務局 それでは、計議第276号議案につきまして御説明いたします。

本議案は、建築基準法第51条に規定する特殊建築物の敷地の位置につきまして、特定行政庁である京都市が同条ただし書きの規定に基づいて許可を行うのに先立ち、本審議会におきまして御審議いただくものでございます。

前方のスクリーンを使って御説明をさせていただきますが、お手元に配付の資料2-1等を適宜御覧願いたいと存じます。

建築基準法第51条では、1日当たりの処理能力が5トン以上の一般廃棄物処理施設などの特殊建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているもの、または特定行政庁が都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可したものでなければ、新築し、または増築してはならないと規定されております。

本市では、これまでから民間の施設等においては永続性の担保が困難であるため、法第51条ただし書きの規定に基づき、都市計画審議会の議を経てその敷地の位置を許可することとしております。

本市では、循環型社会への貢献を目的として、街路、公園等から発生する多量の剪定枝葉を堆肥化し再利用する一般廃棄物処理施設の新築を計画しており、その許可を受けようとするものでございます。

次に、一般廃棄物処理施設の計画敷地の位置を赤色で表示しております。計画敷地は北区小野郷学区内の山間地域に位置し、市道小野1号線、通称大森街道に面しており、国道162号を経由することで市中心部、京北地域とも車両でスムーズに往来できます。

次に、事業の内容を示した処理フロー図を表示しております。指定した造園業者が剪定した枝葉を積み込み、当該施設まで運搬されたものを受け入れます。受け入れた剪定枝葉は、計量後、破碎処理を行い、破碎後のチップを堆肥化し、製品を製造する作業を行います。なお、完成した堆肥は造園業者に販売するほ

か、京北地域の農家に無償提供する計画でございます。

次に、京都市内にある剪定枝葉等を受け入れている資源化施設の配置状況を示しております。京都市内には、燃料化も含めた施設は6箇所あり、そのうち本件計画地と同様の堆肥化施設は、左京区静原と西京区檜原の2箇所でございます。

次に、計画敷地の施設概要を表示しております。計画敷地は赤線で囲んだ区域で、敷地面積が723.73平方メートル、施設は、破碎処理棟及び事務所・堆肥処理棟の2棟で、ともに木造平屋建てでございます。建築面積及び延べ床面積は、ともに合計256.51平方メートルとなっており、計画施設の1日当たりの処理能力は5.005トンでございます。なお、車両は敷地の南側から出入りする計画となっております。

続きまして、法第51条ただし書き許可の審査に当たりまして、本市が都市計画上の支障の有無を判断する観点についてでございますが、次の4点としております。

1つ目に、土地利用規制は適合しているか。2つ目に、まちづくりに関する方針が定められた地区にあっては、その方針に反していないか。3つ目に、周囲の生活環境に多大な影響を与えないか。4つ目に、道路交通環境に多大な影響を与えないか。

以上の4点に照らし検討した結果を順に御説明させていただきます。

まず、1つ目の土地利用規制への適合の検討についてでございます。計画敷地は市街化調整区域に位置しております。本施設は適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がない公益上必要な建築物であるため、都市計画法上も立地可能な施設でございます。さらに、本計画は周辺の道路等の整備を行うことはなく、かつ小規模なものであり、周辺の市街化を促進するものではないと考えられるため、支障はございません。

なお、計画敷地に本施設を設置する有用性としたしまして、京都市北部で発生した剪定枝葉を資源化する施設が北部地域に少ないため、本施設が受け入れ先として期待されること、また、堆肥製品の無償提供を行う予定の京北地域に

比較的近いことから、好立地であることが挙げられます。

続きまして、2つ目のまちづくり方針への適合の検討についてでございます。

京都市都市計画マスタープランにおきまして、リサイクルの徹底や再生材の活用を積極的に展開することで、エネルギーを有効活用した低炭素型の都市を目指すことを掲げております。

また、関連する環境政策上の計画として、「新・京都市ごみ半減プランー京都市循環型社会推進基本計画ー」、「京都市バイオマスGO!GO!プラン」、京都市一般廃棄物処理実施計画があります。

一例として、京都市バイオマス活用推進計画である「京都市バイオマスGO!GO!プラン」において、剪定枝等の堆肥化・チップ化の推進やクリーンセンターに搬入されている剪定枝などの木質ごみの徹底活用が位置づけられており、本施設はこれらの計画の考え方に合致した事業を行っております。

続きまして、3つ目の周囲の生活環境への影響の検討についてでございます。

生活環境に対する影響調査項目は、廃棄物処理施設生活環境影響調査指針を踏まえ、表の縦軸にあります調査事項である大気質、騒音、振動及び悪臭の4項目、横軸にあります影響の要因である施設の稼働、施設からの悪臭の漏洩及び運搬車両の走行の3項目から分析調査をいたしました。なお、いずれの調査も最大処理能力で操業を行った場合を前提として、各種基準への適合性を分析しております。

次に、現地環境調査位置と計画敷地の周辺状況の概要を御説明いたします。

前方の画面で赤色で着色しております箇所が計画敷地でございます。計画敷地で調査を行った騒音、振動につきましては、大森街道を挟んで東側に位置する空き家である仮想住居への影響を評価しております。粉じんと悪臭については、計画敷地から約200メートル南の地点で調査をしております。なお、学校や民家は周辺になく、計画敷地から最も近い住居につきましても、計画敷地から北方向に約300メートル離れております。

それでは、調査結果について御説明いたします。

まず、施設の稼働に伴う大気質の粉じんについて御説明いたします。

現地での調査結果は環境保全目標を大きく下回っております。施設稼働につきましては、破碎機は建物内に設置し、稼働時には扉を全て閉じて水の噴霧を適宜行うとともに、堆肥搬出前にも堆肥上部から散水を行い、粉じんの飛散防止に努めることから、現況の粉じん濃度から大きく変化することはないため、環境保全目標を満足すると考えております。

次に、運搬車両の走行による大気質の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質についてでございます。

アクセスルートである大森街道の道路端において、新たに負荷を与えると予測される寄与濃度を算出いたしました。大気汚染の状況把握のため、市内中心部で常時測定している現況濃度に対して、どちらも十分に小さい値であり、ほとんど変化することもないため、環境保全目標を満足すると考えられます。

次に、騒音についてでございます。

表の縦軸にあります施設稼働による騒音及び運搬車両の走行による騒音とも、施設供用後の将来予測騒音レベルが現況騒音レベルより増加するものの、環境基準以下となると予測されており、環境保全目標を満足すると考えられます。

次に、振動についてでございます。

表の縦軸にあります施設稼働による振動及び運搬車両の走行による振動とも、施設供用後の将来予測振動レベルが現況振動レベルより増加するものの、人間が振動を感じ始めるとされる振動レベルである振動感覚閾値以下となると予測されており、環境保全目標を満足すると考えられます。

最後に、悪臭についてでございます。

現地で調査した結果、臭気指数が10未満であり、基準値である臭気指数10を下回るものとなっております。

なお、本施設で受け入れるのは、剪定枝葉のみで、ふん尿や生ごみ由来の悪臭は発生しないうえ、堆肥化過程において、臭気指数10未満の達成実績のある空気圧縮機で大気中へ通気するシステムを採用し、好気性発酵を促すことで悪臭の発生を抑制すること、また、堆肥処理棟の開口部を大森街道と反対側に配置することから、環境保全目標を満足するものと考えております。

なお、供用後は年1回臭気指数を測定し、悪臭の発生が認められるときは、速やかに廃棄物の受け入れ、施設の稼働を停止し、有効な脱臭設備を導入することとしております。

以上、大気質、騒音、振動及び悪臭の4項目の調査におきまして、周辺地域の生活環境に支障はなく、環境保全目標を満足しているという評価結果でございます。

続きまして、4つ目の道路交通環境への影響の検討についてでございます。

車両の搬出入ルートである大森街道において、堆肥化施設の処理能力の範囲で最大に稼働した場合の運搬車両台数の増加による影響を検証いたしました。なお、大森街道は地元集落の住民の生活道路であり、周辺にはキャンプ場のほかに大きな施設はございません。

計画施設への搬出入台数は、地元との協定により、1日最大20台、往復40台となっており、また、事前予約制で車両台数を調整し、道路交通環境への影響が少なくなるようにしております。事業者が行った交通量調査から算出した1日当たりの交通量は310台と想定され、これに計画施設への搬出入の最大台数40台を加えると、1日当たり350台の交通量になると考えられます。新たな道路を整備する際の道路の構造の一般的な技術基準に照らし合わせると、1日当たり500台未満の交通量の市町村道の場合、1車線の道路でも交通処理上大きな支障はないとされているため、問題はございません。

最後に、地元に対する説明状況でございますが、本件事業者は、今回の計画につきまして、平成28年に大森3町内から構成される大森環境美化推進委員会と協定を結んでおり、また、計画敷地が属している小野郷自治会大森中町町内会の同意をいただいております。

以上御説明いたしましたように、本議案につきまして、都市計画上の支障はないと考えられますので、特定行政庁として許可を行うべく手続を進めていきたいと考えております。

以上が本議案の内容でございます。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○塚口会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明いたしました計議第276号議案につきまして、御意見、御質問がございましたら承りたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ、葉山委員さん。

○葉山委員 質問なんですけれども、建物の外観に関する景観的な規制はこのあたりはあるのでしょうか。

○塚口会長 事務局、お願いいたします。

○事務局 お答えさせていただきます。こちらは第2種自然風景保全地区というところがございますので、この建物は最高高さが6メートルまでの建物でございますので、10メートルを超えないと許可の対象にならないということでございまして、景観上の規制につきましては特にこの場所で許可が必要ということではございません。

しかしながら、平屋の建物ということでボリュームを抑えているということ、それから、道路側に植栽を配置する計画にされていまして、できるだけ建物を植栽等で覆うような、そういった周辺の自然環境に合致するような、そういう計画を今進められているところでございます。

○葉山委員 ありがとうございます。規制がない以上、強制することはできないんですけれども、特にこの道路側の長さが、これで見ますと30メートル近くあるかと思うんです、長さが。ですので、材料と色調ですね。色目には配慮いただくようお願いしたいと思います。

以上です。

○塚口会長 そういう御意見でございますので。

御発言ございますか。どうぞ。

○事務局 今、委員御指摘いただきました点につきまして、よりよい建物デザイン、景観が創出できるように、事業者のほうにもしっかりと申し伝えたいと思います。

○塚口会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問。

西野委員さん、どうぞ。

○西野委員 私は、京都市が進めておられるバイオマス化の推進、これはぜひ進めていただきたいと思います。この計画にちょっといろんな懸念がありましたので、この議案書を見ましても。ちょっと質問させていただきたいんですが。

1日約5トンの堆肥化をするということなんですが、そのためには剪定の枝葉をどれぐらい持ち込む必要があるのかどうか。1日1トンから2トンのトラックで運ぶということで協定書にも書かれているんですが、それでどれぐらい運べるのか、その辺をまずお聞きしたいんです。

○塚口会長 事務局、お答えください。

○事務局 御質問でございますが、1日最大2トンまでの車で、予定では8台分を最大と計画されておられます。それで、1日最大で16トン、これが最大の搬入量と計画されておられます。

○塚口会長 西野委員さん、いかがでしょうか。どうぞ。

○西野委員 16トン運べば堆肥が5トンできるという、そういう計算と考えていいのでしょうか。

○塚口会長 事務局、お願いします。

○事務局 5トンの考え方につきましては、施設の処理の最大能力が1日当たり5トンをわずか超えるということでございます。1日最大16トンの搬入があるわけでございますが、毎日搬入されるわけではございませんでして、年間では稼働日数250日という計画でございます。それから、事前に搬入するときには予約の調整をされるということでございますので、搬入されたまま長い間剪定枝が放置されるということのないように計画をしておられるところでございます。

○塚口会長 西野委員、どうぞ。

○西野委員 すいません、その5トンと持ち込まれる16トンとの関係がちょっとわからなかったの、もう一度御答弁お願いしたいと思うんですが。

それと同時に、においの問題も、先ほどちょっと説明ありましたけれども、

300メートル先に民家があるわけですがけれども、風向きによってはちょっと影響が出ないのか、その辺の対策がどんなふうになっているのかなと思います。出入り口が山側だと御説明があったんですけれども、普通だったらにおいがそこに出ないように減圧の対策だとか、そういうことがあると思うんですが、その辺がどうなっているのかということと、市内に2箇所、静原と檜原ですか、同じような施設があると説明があったんですけど、その施設と比較してこの施設の悪臭対策がどうなっているのか、その辺もあわせて御説明いただきたいんですが。

○塚口会長 事務局，お答えください。

○事務局 失礼いたしました。堆肥化によりまして大体0.9ぐらいに減量となるわけでございますので、5トン若干上回るぐらいの搬入があれば5トン堆肥化が可能ということでございます。

それから、悪臭対策でございますが、現在市内で堆肥化施設、一般廃棄物の処理施設は2カ所ございます。いずれも今回事業者さんが計画されているやり方そのものではございませんが、特に悪臭についてこれまで苦情等あるいは問題等になったケースはございません。

今回の事業計画、業者さんの計画では、先ほど事務局のほうからの説明もございましたように、好気性ということで圧縮した空気をそこに吹き込むということで、これによって悪臭の対策を講じるということで、これはメーカーのほうの実証実験あるいは全国でいろんな場所で既に実施されておるものでございまして、一定の成果が出ておるものでございます。300メートル先に民家もございますが、悪臭上の問題は発生しないと私どもは考えておるところでございます。

○塚口会長 西野委員，どうぞ。

○西野委員 それと、年1回測定されると、臭気についてもね。そういう御説明がありましたけれども、それは測定は誰がして、そして、その結果は公表されるのかどうか、この点についてはいかがですか。

○塚口会長 事務局，お答えください。

○事務局 年1回の測定については、事業者のほうにおいて測定することになっております。

○塚口会長 公表についてはいかがですか。

○事務局 公表については、ちょっと事業者のほうと調整してみます。今のところ公表するというところまでの話にはなっていないです。

○塚口会長 西野委員，どうぞ。

○西野委員 年に1回の調査はされても公表されないということでは、一体どうなっているのかというのがわからないので、ぜひそれを公表されるように事業者にも指導していただきたいなと思います。

それと、周辺的生活環境への影響調査がされているんですが、例えば粉じんについても、堆肥の搬出前にも上部から散水をして粉じんの飛散防止に努めると御説明されたんですが、私、最初想像していたのは、堆肥を製品化して、そして袋詰めしてトラックで運び出されるのかなと想像していたんですが、そうではないのでしょうか。この説明文から見ると、粉じんが飛ばないように散水して、それをトラックで運ぶみたいな、そういうことになれば、粉じんだけでなくにおいも一緒に運ばれるんじゃないかと思うんですが、それと、トラックから散水された水が滴り落ちて道路にずっと流れるとか、そういうことはないのか、その辺の対策はどうなっているのか、その辺もお聞きしたいんですが。

○塚口会長 事務局，お答えください。事務局，どうぞ。

○事務局 順番にお答えします。

悪臭の測定の件なんですけども、私どものほうで年1回立入調査を行うことになっております。その中でそういう悪臭の件も含めましてチェックをし、必要ならば指導していきたいと思っております。

それと、散水の件なんですけども、基本的に散水の意味は、粉じんが飛ばないという話と、もう1つ、堆肥をつくるために発酵させるために必要なものがあります。ですから、その意味で基本的には湿ったような状況を考えてもらえればいいかなと思います。

それと、搬出につきましては、袋で詰めるのか、トラックに直接積むのか、

ちょっとまだ確認はしていませんが、そのまま積み込む場合は、飛ばないように上からビニールシートをかぶせるなどの指導を行っていきたいと思っております。

○塚口会長 西野委員，よろしゅうございますか。まだございますか。どうぞ。

○西野委員 そうしましたら，その辺はしっかり確認していただかないと，そのままトラックに乗せて運ぶということになれば，やっぱり影響が，トラックの通る道筋の両側には特に影響が出ると思うんですが。そうすると，トラックから滴り落ちる排水とか，その辺がどうなるのかというのはちょっと懸念が残りますし，その施設内の排水はどんなふう処理をされるのか。散水されたらやっぱり全部蒸発してしまうわけではございませんから，その辺の対策がどうなっているのかということもあわせてお聞きしたい。

それと，この影響調査なんですけれども，まだ稼働はしてないときの調査であって，それは単に計算上の予測だと思うんですね。それだったら，施設が稼働するとき，稼働を始めるときですね。そのときの振動の調査だとか，その辺はされるのかどうか。それでやっぱりオーケーだということで稼働が始まるのか，その辺もあわせてお聞きしたいんですが。

○塚口会長 事務局，お答えください。

○事務局 散水の件ですけれども，基本的に湿らす程度と考えております。というのは，上から，先ほど申しましたように粉じんが飛ばない，発酵を促す。その発酵を促す時点で逆に今度は下のほうから悪臭とかが生じないように，空気を送り込んで好気性で発酵させます。その中でべとべとになるという状況ではございません。

また，排水については，事業所のほうからは排水が出ないようにしております。仮に出たとしても，排水ますに集めまして，それを再度堆肥化のときに使用する予定でございます。ですので，トラックからそういう滴り落ちるといふことはちょっとあり得ないと考えております。

○塚口会長 事後評価はどうですか。延々と繰り返してもだめなのでね。だから，今御質問のことについてお答えください。稼働した直後に調査するかどうか

かということだけお答えください。どうぞ。

○事務局 申しわけないです。設置後、事前に調査するわけですが、そのときにもし万が一基準をオーバーするという話になれば、直ちに指導、是正させる予定でございます。

○塚口会長 どうぞ。簡潔にお願いいたします。

○西野委員 確認なんですけど、そしたら、その稼働する、始めるときにももう一度調査をされるということで、それは確認をしいんですね。そのところを確認したいと思います。

○塚口会長 事務局、お答えいただけますか。

○事務局 使用前検査ということでよろしいのでしょうか。

○西野委員 はい。前といいますか、稼働するとき。

○事務局 実際に稼働する前にこちらで用意した剪定枝などを実際に処理しまして、そのときの振動なり騒音なりを測定したいと思っております。

○塚口会長 どうぞ。

○西野委員 これで終わりますけれども、地元との協定書を交わされているということで、その協定書をいただいたんですが、善意を持って送迎の便を図るとも書かれているんです。ここは交通の便といいますか、公共交通がほとんどないところですから、こういったことをしながら地域と協力を結ぶということがあったんですが、これは具体的にはどういったことなのかなと思ひまして。無償で送迎されるということなのか、あいたトラックがあれば住民の皆さんの便を図るために無償で運んであげるよと、そういう中身なのか、その辺もちょっとお聞きしたいんですけれども。その辺はいかがでしょうか。

○塚口会長 事務局、いかがでしょうか。どうぞ、お願いします。お答えください。

○事務局 実際搬出入の関係ですとか、いわゆるトラックの台数の取り決めなどで、地元、大森環境美化推進委員会と今回の事業者が協定書を結ばれているということでございます。その記載の中で、委員が今おっしゃられたような内容も確かに盛り込まれておりますけれども、詳細までは把握しておりません。

いずれにしても、地元とこの事業者がしっかり約束事を守られまして、地元にとってプラスになるような取り組みにしていきたいと。環境には負荷はかけない。あと、雇用など、地元の方を雇用することで一定の活性化を図っていこうということを考えていらっしゃるということを聞いております。

○塚口会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○小林（正）委員 西野委員さん、あなた、伏見区の議員で、地元のことをまず知っておられるのかどうか。地域ね。私なんぞはもうほんとうに高雄街道、162号含めて大森街道、どこでどうカーブが曲がって、夜どこで車が出会うときに危ないか、全部頭に入っているぐらい通っている人間なんです。そういうことから言えば、あなたが現場を見てからこの発言をしているのかどうか、若干疑義がある。

それと、今これをやろうとしておられる方は、過去にもいろんな、もちろん地元の大森に生まれて育ってしっかりと地元活動をやってこられて、いろんなことをやられて、先ほど理事者の答えにもありましたけれども、地域が今本当に限界集落化している中で、何とか地元の特性を生かした、雇用に結びつく、地元の振興になる、そういったことをどうしたらいいだろうということから、発想から得られたんです。現実にも、この京都市のごみの処分手数料から見れば、最終的に幾らでやられるのかまだ聞いていませんけれども、随分安くやられるようなことも聞いているんですね。ということは、大変な貢献をこれからしていこうとされているわけですよ。

現在、26年現在のこのデータを見ていますと、京都市クリーンセンターの燃やすごみの処理が1,000キロ当たり3,230円ですか。こちらのほうが1,500トンの破碎ごみの処理を計算すると、大体4,500万円ぐらいの削除になるという試算もされていると聞いております。

ですから、いろんなことも長年かかって、しかも環境審議委員の先生もお墨つきを出しておられる中でやろうとするんですからね。あなたが危惧されているようなことは、またやってみて少し改善すべき点はしたらいいのであって、

まずはやっぱりこれは推進してもらったらどうなのでしょう。ほかの委員さんの意見も聞いてください。

○塚口会長 小林委員からそういう御意見がございました。

西村委員，どうぞ。

○西村委員 おおむね了解させていただいておるんですけども，この施設の概要を見せていただきますと，用途地域，市街化調整区域ということで，この地域については建物を建てる場合にはいろいろと制限がある，許可が要するという土地でありますけども，先ほどの説明があったように公益性の高い施設であればということでありましたけども，この面積，土地をしっかりと確保してこれぐらいの規模を建てるということについても特段の制限というのはなくて，土地だけ確保されて建てられる，その技術があればどんどん建てて，公益性があればということですけどね。それは構わないんですか。

○塚口会長 事務局，お答えください。

○事務局 今御指摘いただきましたように，市街化調整区域におきましては，この一般廃棄物処理施設，ごみ処理施設につきましては公益性のある施設ということでございまして，立地可能ということでございます。その他の法令によって必要な制限などがございます。例えば建築基準法では建ぺい率ですとか，そういった制限がございまして，そういった他の法令につきましてはしっかりと遵守されて進められているということでございます。

○塚口会長 西村委員，どうぞ。

○西村委員 そういうことであれば，京都市が行う環境政策に基づいてしっかりとやっていただくということが非常に大事なことでありますので，基準をしっかりと守っていただくことをやっていただきたいと思います。

それから，この環境，先ほど振動であるとか，あるいはにおいであるとか，水のことについても話が出ましたけども，ただ，数字的にはクリアしているということだけでも，やはりにおいに敏感な方もおられるでしょうし，振動についても敏感な方がおられるので，そのところは，数字はクリアしているからということではなくて，やっぱり何か一定配慮がなされるような工夫なりちよっ

とお話ししていただく、そして進めていただくことでよりよい施設ができるのではないかと思います。いかがですか。

○塚口会長 事務局、お答えいただけますでしょうか。

○事務局 先ほど御答弁もさせていただいた繰り返しにはなりますが、廃棄物処理法の中で施設を使用するその直前に使用前検査というのを実施いたします。これにつきましては、実際に剪定枝を処理していただきまして稼働して、周辺のいろんな状況等を再度確認するというところでございます。その際に、今、委員がおっしゃった単に数字だけを確認するのではなくて、周辺のいろんな方のいろんなお声も聞きながらしっかりと対応してまいります。

○塚口会長 ほかにいかがでございましょうか。

どうぞ。

○大道委員 私は1点だけちょっと確認をしたいと思います。先ほど4人の方からのお話がありましたので、それ以外の視点での観点でございませけれども。

いわゆる施設のその立地条件といいますか、立地の状況をちょっと御説明いただきたいと思うんですが。昨今、防災の観点から土砂災害のいろいろ視点が言われている中で、この地図を見ますと非常に傾斜地でもございます。京都府のいわゆる土砂災害警戒区域あるいは警戒箇所、危険箇所ということで、京都の中にも京都市の中にも非常にたくさん存在しているわけでありませけれども、この当該地域で今回御提案されている場所のいわゆる場所及びその周辺ですね。これについては今その区域は近くにあるのか、あるいは若干でもかかっているのか、この点についてちょっと御存じであれば教えていただきたいと思います。

○塚口会長 大道委員からの御質問、事務局、よろしくお答えください。

○事務局 この敷地でございますが、南側の一部が土砂災害特別警戒区域に指定をされております。しかしながら、建物自身につきましては、その指定の範囲外になってございますので、崖崩れ等によって建築物の被害を受ける可能性が少ないと考えております。

○塚口会長 大道委員、どうぞ。

○大道委員 災害の区域に若干でも土地のエリアがかかっている場合ですけれ

ども、京都市が平成28年だったと思いますけれども、この土砂災害の、建物に対しては安全対策を講じるという場合には補助制度がありまして、若干でも施設の安全対策というためにお金がかかりますので、その事業者の負担を軽減するためにあったわけでありましてけれども。私はやはり、公的な施設になるということから考えれば、こういう土地の一角であったとしても、もしやの場合の安全対策で例えばフェンスをつくるとか、あるいは土塀を建てられるとか、そういうものについての支援も当然検討されてはどうかというのが1点と、それから、近くには清滝川ですか、ここにもありまして、いわゆるこの支流になる川も最近豪雨災害があります中でどのぐらい増水するのかですね。私も小林先生と違って南区の議員なので、わからないんですけども、そういう災害上の視点もしっかり生活上の影響ということで検証していただく必要があるように思いますので、この点について総括的に御意見があればお聞きしたいと思います。

○塚口会長 事務局，お答え願います。

○事務局 確かに土砂災害特別警戒区域内におきましては、既存の建物を堅固な、いわゆる土砂災害が起こった際にしっかりと擁壁ですとか外壁で受けとめるような改修をされるのに対して補助制度を現在設けておるところでございますが、今回は新築ということで、なおかつ、先ほど申し上げましたように土砂災害特別警戒区域外になりますので、本来、新築であって警戒区域内の場合は建築基準法上しっかりとした建物を建てていただく規制を守っていただくなくてはならないということでございますが、今回の地域につきましては、その対象外になっておるところでございます。

しかしながら、御指摘いただきましたように、自然災害、非常にいろんな災害が起こり得るという点がございまして、建築基準法上の敷地内の安全を確保するといったことを常時建物の所有者は確保する必要があるということもございまして、そういった視点で災害時にも対応できるように、そういった建物にしていだけるよう申し上げていきたいと思っております。

○塚口会長 ありがとうございます。

よろしゅうございましょうか。

じゃ、樋口委員からお願いします。

○樋口委員 においの問題で私からもお聞きをしたいんですけども、先ほどの説明の中で、静原の施設ではにおいの問題は発生していないんだという話がありましたけれども、それは、ちょっと私の認識と違っていまして。確かに静原も大分長い年月施設は存在していますけれども、かつてにおいがちょっと谷筋を通過して集落のほうへ流れてきていて大変なんだという話を私はお聞きしているんですけども、そういったことは事務局の方たちは御存じないのでしょうか。

また、杉阪のところでもかつて同じような施設があって、もう今はそちらの方はないみたいですけども、そちらの方もやはりにおいの問題があったとお聞きをしていますけれども、そういった情報は御存じでしょうか。

○塚口会長 事務局，お答えください。

○事務局 左京区と西京区，現在2箇所，堆肥化施設がございしますが，事務局としては，そういう苦情を受けて立入指導したというケースはここ近年はございません。

○塚口会長 樋口委員，どうぞ。

○樋口委員 そうしましたら，杉阪のほうはいかがですか，北区の。そういった施設がかつてあって，今はないんですけども，そこでもやはり同じようににおいの問題があって，近隣の方からそうした話があったとお聞きをしているんですけども，そういったお話も御存じないでしょうか。

○塚口会長 事務局，お答えください。

○事務局 申しわけございませんが，北区のケースにつきましては最近の許可ではございませんので，事務局のほうは今承知しておらないということでございます。

○塚口会長 樋口委員，どうぞ。

○樋口委員 そうですか。いずれにしても，少なくとも静原のほうは，私も現地は何度も，ふだん通ること多いんですけども，発酵している最中にはも

うもうと蒸気が上がるような状況もありまして、においもかなりするという状況で。確かに集落から離れていますから、すぐ横でそれのにおいを感じていても、集落のほうまでそれが行くかどうかというのはまた別の話だと思うんですけども、ただ、風向きによってはそうした状況もあったと、こういうことでありますから、そういうことはやはり情報としてはしっかりとつかんでおいていただきたいなと思います。

以上です。

○塚口会長 ありがとうございます。

隠塚委員さん、お待たせをいたしました。どうぞ。

○隠塚委員 今、樋口委員からありましたけども、静原についてはやはり事実としてあるということは認識しといてもらったほうがいいのかなと思います。その意味で、今回やられる中でそういうにおいが300メートル先の家からも感じられるような場合があったら、そこはしっかりと対応いただきたいなと思います。

お聞きをしたいのは、建築基準法の規定のところで、今回については5トン以上の一般廃棄物処理施設ということでこういう対応をしているということですが、例えば私自身もこうした取り組みはできるだけやはり進めていただきたいなという思いに立ちますと、この後この施設が増築するとかということがあった場合、その場合にはこうした都市計画審議会にかかる必要がなくなってくるのかなと思うんですけども、その状況についてはどう行政として把握をして、そして、地域の皆さん方に対しての説明責任をどう果たされるのか、その辺についてはこの法的な対応を含めて確認したいんですが、いかがでしょうか。

○塚口会長 事務局、お答えください。

○事務局 建築基準法第51条の許可に際しましては、許可条件をつけさせていただくということとさせていただこうと思ってございます。この中で施設的位置ですとか廃棄物の処理能力などを変更しないことという条件をつけさせていただくことによって、今この内容において許可を与えるという形で考えてございます。

なお、変更で例えば一部増設する等の御相談、申請があった場合は、またもう一度、再度許可ということでございますので、今回と同じ手続を経ていくという形で対応していくと考えてございます。

○塚口会長 よろしゅうございますでしょうか。

○隠塚委員 結構です。

○塚口会長 事務局、まだございますか。どうぞ。

○事務局 申しわけございません。環境サイドから、今、樋口委員、それから隠塚委員から御指摘のあった左京区の施設の件でございますが、左京区の施設ではビールかすを使ってそれを堆肥化するという工程でございますが、それでおおいが発生する可能性が当然ございます。私ども許可する立場のところとしてもしっかりと指導するようなことでございますので、今お二人の委員から御指摘のありましたように、苦情がなくても放置しているということではございませんでして、きっちりと指導を継続していきたいと思っております。

今回の事業者さんの処理工程は、左京区の処理工程とは全くフローが違うものがございますので、純粋に剪定枝を使われるということでございますので、繰り返しになりますが、私どもとしては悪臭の問題は生じないだろうと考えておるところでございます。

以上でございます。申しわけございませんでした。

○塚口会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ただいまの計議第276号議案につきまして御意見も出尽くしたようでございますので、この276号議案について原案どおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

異議ございますか。

○井上（け）委員 ちょっといいですか。

○塚口会長 もう一応御意見が出尽くしたかと。

○井上（け）委員 いや、中身の問題じゃなくて。

○塚口会長 どういうことですか。

○井上（け）委員 内容の問題じゃなくてですね。議決のあり方で……。

○塚口会長 これからそれをお伺いしようと思っております。

○井上（け）委員 それで、私の質問は、審議会において継続審議みたいな扱いが可能なかどうか、そのことを教えていただきたいと思って。もし可能であれば、次回の審議会に先送りしていただくということができるのかどうかということを質問したかったものですから。

○塚口会長 制度的にどうですか。事務局、お答えください。

○事務局 基本的に、今回の内容につきましてはいろいろ御意見いただいておりますところですが、我々事務局としましては議決をとっていただきたい、このように考えております。

以上でございます。

○塚口会長 一応従来の手順で申しますと、議決をすることに反対なのか、あるいは案そのものに反対なのかということで皆さん方の御意見を伺うということにしておりますので、従来どおり、議決することに反対なのか議案そのもの反対かということで私のほうからお伺いしたいと思います。

いかがでございましょうか。議決することに反対ということでございましょうか。そうしますと、皆さん方に議決していいかどうかを私のほうから伺うということになります。

いかがですか。議決に御反対でしょうか。

○井上（け）委員 だから、反対と言えば反対なのかもしれませんが、要は継続審議という方法を提案したいということなんです。

まず諮っていただいた上で、そういうケースがないんだったらもう即採決ということになるかと思えます。ちょっと不勉強で申しわけないんですが。

○塚口会長 議決するかどうかで皆さんが議決すべきでないと言われれば、また継続審議になりましょうが、皆さんが議決でいいと、議案に対する賛否は別にしまして、議決に反対かどうかということでまずお伺いいたします。

議決することに反対の方。

（反対者挙手）

○塚口会長 お三名。ありがとうございます。

逆になったかな。議決していいという議決に賛成の方、いかがでございますでしょうか。挙手お願いいたします。

(賛成者挙手)

○塚口会長 議決することに賛成が多数でございます。反対が3名でしたかな。でございますので、議決をさせていただきます。

次に、この議案に対して賛否を伺います。この276号議案について賛成の方、恐れ入りますが挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○塚口会長 ありがとうございます。

反対の方。

(反対者挙手)

○塚口会長 4名。4名が反対ということで記録してください。

賛成多数ということで、本件は原案どおり可決いたしました。

以上で一般廃棄物処理施設の敷地の位置に関する議案の審議は終了いたしました。

続きまして、魅力あるまちづくりを目指した持続可能な都市の構築の検討について報告がございますので、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局 それでは、魅力あるまちづくりを目指した持続可能な都市の構築の検討につきまして、10月4日と11月10日に今年度第2回目、第3回目となる持続可能な都市検討部会を開催いたしましたので、御報告いたします。

まず、お手元の「報告案件2-1説明資料」をごらんください。本資料は、10月4日に開催いたしました第2回部会の資料でございます。

1枚おめくりいただき、A3版の資料1をごらんください。持続可能な都市の構築に向けた課題項目と論点整理についてでございます。

こちらの表は、6月に開催いたしました第1回部会において、事務局から今後の検討の視点として提示いたしました本市の課題項目等について委員の皆様から頂戴いたしました御意見を踏まえて、改めて資料左側5つの課題項目に再構築した上で論点整理を行ったものでございます。また、資料右側に想定される主な対応項目として4つの対象エリアと関係性を整理したものでございます。

続いて、資料2をごらんください。人口についてでございます。

第2回部会では、先ほどの課題項目の全てに共通する最も基礎的な要素である人口に焦点を当てて議論を行っていただきました。本日は時間の都合上、主なスライドのみ簡潔に御報告させていただきます。

資料をおめくりいただき、右下ページナンバー1、行政区別人口推移、平成22年-27年でございます。

本資料は、京都市行政区別に平成22年と平成27年の国勢調査による人口増減を示しております。中心部は赤色で増加、周辺部は青色で減少と、コントラストがはっきりと出ていることがわかります。

次に3ページをごらんください。将来の人口密度の予測でございます。

ここでは、100メートル四方の人口密度を色で示しており、赤いほど人口密度が高く、青いほど人口密度が低いことをあらわしております。右側の平成52年度時点におきましては、左側の平成22年度と比べて全体が色がやや薄くなり、人口密度は減少傾向にありますが、市内中心部では依然として赤い色

となっており、高い人口密度が維持されていることが推測されております。一方、周辺部におきましては、色の薄まりが大きいところがございます。

続いて、6ページをごらんください。ここでは京都市と他都市との平成28年1年間の転入・転出の状況を示しております。

京都市全体では約3,000人の転入超過となっておりますが、特に東京圏、大阪府との出入りのボリュームが大きく転出超過となっているほか、本市の周辺部との間におきましても転出超過となっております。また、左上の青色の四角ですが、一番上の国外からの転入超過が約3,500人と多く、これを除くと約490人の転出超過となっております。

9ページをごらんください。ここでは15歳から39歳の年齢層別に、東京、大阪、滋賀、京都府南部とどの地域に転入・転出しているかをお示しております。

20歳から29歳の年齢層、いわゆる学生から就職、社会人の最初の時期に東京都、大阪府へ大きく転出超過しており、30歳から39歳までの年齢層、いわゆる結婚、子育て、住宅購入時に大阪府、滋賀県、京都府南部への転出超過が増加しており、逆に東京への転出超過は大きく減少していることがわかります。

10ページをごらんください。

青色の折れ線は市内にお住まいで何らかのお仕事につかれている人の数ですが、この10年間で3%減少しております。一方、オレンジ色の棒グラフは市内にお住まいで市内で働いている方ですが、この10年間で15%減少しております。逆に、グレーの棒グラフは市内にお住まいで市外で働いている方ですが、この10年間で65%増加しており、将来的に就業値の近くに居住地を移すといった転出予備群の可能性があるのでないかと考えております。

14ページをごらんください。今後の検討に向けた4つのアプローチについてでございます。

持続可能な都市の構築の検討に当たり、全ての項目に共通する最も基礎的な要素が人口であると考えことから、今後の検討に当たりましては、人口減少

への対応と同時に歯どめをかけることが重要と考えております。その上で、定住人口の確保と働く場としての産業を最も重要な軸として、市民の豊かさ、都市活力の向上を図るとともに、あわせて京都ならではの切り口としまして、文化と交流人口を加えた4つのアプローチで今後取り組むべき施策の検討を進めていくこととしております。

以上を御説明させていただいた上で、第2回目の部会におきましてさまざまな御意見をいただきました。その主な内容につきましては、恐れ入りますが、続けて御報告させていただきます第3回目の部会の資料の中であわせて御報告させていただきます。

引き続きまして、お手元の「報告案件資料2-2説明資料」をごらんください。本資料は、11月10日に開催いたしました第3回部会の資料でございます。

第3回部会資料の資料1をごらんください。持続可能な都市の構築に向けた課題の検討、産業・働く場等についてでございます。

右下のページナンバー1、第2回検討部会での主な御意見（要旨）をごらんください。こちらは先ほど御説明いたしました第2回部会におきまして、委員の皆様から頂戴した主な意見を掲載しております。

持続可能な都市を考える上で定住人口と産業・働く場の確保は重要なテーマであること、中心部やニュータウンなど、地域特性に応じた張り詰りのきいたまちの魅力づくりが大事であること、住む場所と働く場の両方があることは都市の競争力につながる、都市活力や産業振興のためには一定まとまった産業用地を生み出す努力が必要、あわせて、小さくとも市内に点在している空き家を活用した用地確保も1つの方法ではないか、環境に対して安定感があることは都市の持続性に貢献するといった御意見を頂戴いたしました。

右下のページナンバー9をごらんください。京都市の市内総生産の構成比の政令市平均との比較でございます。

赤枠で囲っておりますが、本市は政令市平均と比べて製造業の割合が高くなっており、ものづくり都市であることを示しております。

13ページをごらんください。こちらは京都市の製造業の事業所数・従業員数・製造品出荷額について、この10年間の推移をお示ししております。

棒グラフの事業所数及び従業員数はこの10年で大きく減少しており、折れ線グラフの製造品出荷額は10年前とほぼ同程度となっている状況でございます。

続く14ページをごらんください。こちらは製造品出荷額について、政令市平均と周辺政令市との比較をお示したものでございます。

平成17年、22年、26年と比較しておりますが、京都市は政令市平均と同程度であり、大阪市、堺市、神戸市といった周辺政令市と比べ低い状況でございます。

ページをおめくりいただき17ページをごらんください。こちらは京都都市圏内で製造品出荷額の推移でございますが、京都市の製造品出荷額は10年前とほぼ同水準になっている状況ですが、南丹市が大きく伸びており、これは工業団地の整備に伴って増加しているところでございます。

また、下の18ページは、大阪都市圏の比較ですが、けいはんな学研都市にある精華町の伸びが大きいことがわかります。

1ページおめくりいただき、5、ものづくり産業に関連する土地利用状況等についてでございます。

20ページをごらんください。こちらは政令市、東京特別区の工業系用途地域の面積と工場出荷額の関係を図に示したものでございます。

横軸が工業系用途地域の面積、縦軸が工場出荷額ですが、京都市は面積が近い川崎市、堺市などと比べ工場出荷額が低く、出荷額の上位は港湾を持つ都市が並んでいることがわかります。

続いて21ページをごらんください。こちらは工業地域及び工業専用地域の主として工業の利便の増進を目的とする地域で、本市の代表的なエリアである①JR北側、②上鳥羽・吉祥院、③久我・羽束師、④横大路を抽出し、建物の延べ床面積がどのような用途に使われているかを示したものでございます。

③、④の久我・羽束師、横大路エリアでは、青色で示す工業施設の利用比率

が高くなっておりますが、①、②のJR北側、上鳥羽・吉祥院エリアでは、黄色で示す専用住宅の利用比率が高い状況となっております。

ページをおめくりいただき22ページをごらんください。こちらは先ほど4つのエリアにおける用途別建物の床面積について平成18年から平成28年までの10年間の推移を示したものでございます。

黄色と赤色の専用住宅、商業業務の床面積は、この10年間で全てのエリアにおいて10%増加しており、特に専用住宅は、JR北側、久我・羽束師、横大路エリアで20%前後増加しております。いわゆる住・工混在が進行していることがわかります。また、上鳥羽・吉祥院エリアでは、工業施設の延べ床面積が10%減少しております。

ページをおめくりいただき26ページをごらんください。こちらはものづくり企業の移転に係る規模及び選定理由を示したものでございます。

ここでは、①京都市から京都市外に工場等を移転した事例について、縦軸に建築面積の増加率、横軸に敷地面積の増加率を示したものでございます。

京都市外へ移転した事例では、移転後の敷地面積の増加率が大きく、平均5.6倍となっております。また、主な移転理由としましては、工業団地であるが最も多くなっております。

次に、27ページは京都市以外から京都市内に移転した事例でございます。京都市以外から市内への移転では、面積の増加率は低く、約2.2倍となっており、規模を縮小させた事例も見られます。

続く28ページは京都市内で移転した事例ですが、移転後の規模の増加率は平均2.9倍であり、京都市外への移転と比べて小さい状況であり、また、移転理由としては、市場や関連企業などへの近接性、人材・労働力の確保などを挙げております。

29ページをごらんください。こちらは移転以外の新增設規模ですが、京都市内の新增設の際の建築面積と敷地面積の平均は、建築面積が約1,600平方メートル、敷地面積が約4,000平方メートルとなっており、選定理由としましては、本社や他の自社工場への近接性、人材・労働力の確保などを挙げてお

ります。

なお、右下には近隣の政令市における立地規模の平均をお示ししておりますが、大阪市、堺市、神戸市と比べた場合、京都市の立地規模はかなり小さいことがわかります。

続いて31ページをごらんください。工業地の公示地価について比較したものでございます。

京都市の工業地公示地価の平均単価は東大阪市や尼崎市と同等であり、周辺の久御山町、長岡京市、大津市と比べると高いことがわかります。

次に、6、商業・業務についてでございます。

ページをおめくりいただき、34ページをごらんください。こちらは小売業の年間商品販売額と売り場面積の推移をお示したものでございます。

全国的に減少しておりますが、本市では全国平均より減少している状況でございます。

35ページをごらんください。こちらは市民1,000人当たりの小売事業所数をお示したものでございますが、この10年間で全国、本市とも減少しておりますが、本市は政令市平均と比べ小売事業者数が多いことがわかります。

36ページをごらんください。こちらは店舗面積が1,000平方メートル以下の中小小売店の状況をお示したものでございます。

赤色の折れ線グラフは京都市内の全小売店舗の売り場面積に占める中小小売店の割合を、また、棒グラフは人口1人当たりの販売額を示しております。本市はいずれも政令市で3番目に高い状況です。

続いて37ページをごらんください。こちらは近畿圏のテナントビルの空き室率の推移をお示したものでございますが、京都市における空き室率は、大阪、神戸地区に比べて低い、すなわちあきが少ない状況です。

また、38ページはテナントビルの平均賃料の推移を示したのですが、京都地区の平均賃料は、大阪、神戸地区に比べて高い状況となっております。また、緑色の棒グラフは京都市内における延べ床面積1,000坪以上のテナントビルの供給量の推移を示しておりますが、平成23年以降は新規の供給が止ま

っている状態となっております。

恐れ入りますが、1ページおめくりいただき、7、今後の検討に当たってで
ございます。

40ページをごらんください。持続可能な都市の構築に向けた検討の方向性
でございます。

スライドの中ほどの黄色の吹き出し部分ですが、基本的な考えとして、都市
の持続性を考える際、定住人口の確保とともに産業の振興が重要であると考え
ております。その上で、ものづくり都市としましては、住・工混在の土地利用
への対応、操業環境の確保、一定まとまった産業用地の確保などが必要と考え
ております。

また、商業・業務機能の集積としましては、日常生活圏における利便性の確
保、地域の拠点での業務機能、にぎわい、オフィスの確保などが必要と考えて
おります。

今後の方向性につきましては、各地域の特性を踏まえ、産業・働く場と居住
地のあり方、まちの魅力の向上に向けた検討を行っていくこととしております。

その上で、今後、都市計画マスタープランを踏まえ、各地域の魅力と特性を
生かした「地域ごとの将来像」を考慮し、都市マスの実効性をより高めるプラ
ンの検討を行ってまいりたいと考えております。

以上を御報告させていただいた上で、第3回部会において御意見をいただき
ましたので、その内容について御報告させていただきます。

まず、京都の産業の今後の方向性やどのような産業を必要とするかを明確に
し、戦略を立てて土地利用を考えるべき。企業の市外流出をとめることが大事、
そのためには市内でまとまった土地を確保するための方策を考えていく必要が
あるといった御意見が出されました。

また、住・工混在は職住近接の面で京都のよい部分でもある。歩くまち・京
都の考えのもと、子供の遊び場や高齢者が散歩できるようなまちづくりが必要
といった御意見や、大学生が人口の1割を占める京都の特性を生かすべき。京
都で学び、働き、暮らすことを実現したい。学生は卒業後に働く場所が少なく、

魅力的な中小企業はあるものの、東京、大阪に出てしまう。オフィス不足については企業の進出機会を逃している可能性があり、何とかしなければならないといった御意見が出されました。

若い女性が住み、働く場所として選ばれるまちづくりが重要、子育ても考慮して駅周辺の利便性の向上などコンパクトな環境が必要。また、空き家、住・工のバランスの悪さなど、非効率なものをどう効率的にしていくかなどの視点が必要。地域ごとの特性をしっかりと見て、1つの方向性だけでなく、ものづくり産業にも住む人にとっても魅力ある細やかなゾーニングを丁寧に考えていくことが必要であるといった御意見を頂戴いたしました。

最後に、資料2、今後の想定スケジュールでございます。

今後は、来年1月以降に第4回、第5回の部会を開催させていただき、検討の取りまとめを行ってまいりたいと考えております。また、全体の取りまとめにつきましては、平成30年度にかけて行ってまいりたいと考えております。その経過につきましては、本審議会に適宜御報告させていただく予定としております。

事務局からの報告は以上でございますが、川崎部会長から補足などございましたら、どうぞよろしく願いいたします。

○川崎会長職務代行者 特段の補足はございませんけれども、きょうお配りした資料のようにかなり分厚い統計データをもとに、かなり多角的に1号委員の方々、毎回活発に議論いただいています。時間が足りなくなって延長しているような形でございます。基本、京都の活力とか地域力を向上させるためにどうするかという問題、人口減少とか、それから税収とか、総生産に与えるようなものが非常に減少している中でどういうことで活力を見出していくのか。先ほど事務局から御説明ありましたように、雇用の場所づくりであるとか、それから、工業専用用地だとか、いろんな準工業の地域、都市計画の中で住居や観光や製造とのバランスをどう適切にとっていくのかということについて忌憚のない御意見をいただいております。

ただし、基本的に都市計画審議会の中の部会ですので、都市計画のツールが

どう使えるのかとか、そういうところの議論なんかも今後継続して行っていき
たいと思っております。

以上でございます。

○事務局 川崎部会長，ありがとうございます。

部会委員の方々には大変有意義な御議論，御意見をいただき，ありがとうございました。今後も持続可能な都市の構築に向け検討を重ねてまいりますので，引き続きさまざまな視点から御意見を賜りますよう，よろしく願いいたします。

事務局からの御報告は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○塚口会長 ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして御意見，御質問がございましたら承りたいと思
います。いかがでしょうか。

どうぞ。

○西山委員 西山でございます。よろしくお願いいたします。

本日の資料の資料2-1の2ページのところなのですが，ちょうどこの平成
24年度から28年度の社会動態の推移というのが出ております。生産年齢人
口については中心部で転入超過，一方では周辺部で転出超過と。これに対しま
して，高齢者人口についてはまるで反対かのような形で，中心部のほうが転出
超過，周辺部のほうが転入超過といったふうになっております。それぞれ凡例
にありますように人数規模等が違うわけですが，このあたりのことについ
てどのような分析をなされているか教えていただけますでしょうか。

○塚口会長 事務局，よろしくお願いいたします。

○事務局 今，西山委員からお話しいただきましたとおり，中心部と周辺部で
大きなコントラストが出ております。1つは人口動態，1回目の部会の資料に
もお付けしたのですが，いわゆる中心区において一旦人口が減ったものが，都
心回帰といいますか，かなり戻ってきているということで，1つはマンション
が中心部において増加したといった状況もあろうかと思いますが，同じ中心部
におきましても，ファミリー層が多いところと，あるいは単身者の若者が多い

ところということも、同じ中心部で色が違うところもありまして、そういったところについてももう少し掘り下げて分析をしていきたいと思っておりますが、大きくは教育環境も含めてですけれども、ファミリー層が一定中心区に回帰してきたという傾向があったのかなと感じております。

以上でございます。

○塚口会長 西山委員さん、どうぞお続けください。

○西山委員 特にその高齢者の方が色の状況で特徴的な部分といいますか、例えば高齢期になったときに子供さんの世帯と同居するために転出されているような傾向があるのかどうかとか、また、逆に子供さんと同居するために京都市内のほうに転入されてきているのかとか、その辺で把握されていることとかはどうでしょうか。

○塚口会長 事務局、お答えください。

○事務局 実はそういった詳細の転入・転出の理由というところまでは正直申しまして把握しきれておりません。委員のほうからもそういったものを街頭で一度アンケートなりで聞いてみてはどうかという御意見も賜ったりしております。今後こういった形でそういった傾向が把握できるかというのも勉強してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○塚口会長 西山委員、どうぞ。

○西山委員 ありがとうございます。いずれにしても、やはり高齢期にどのような暮らしのスタイルがいいのか、御高齢の方で住まれるのがいいのか、また、多くの家族の方と住まれるのか、これは今後の介護をどのように進めるのか、介護の形でありましたりとか、また、国の形といいますか、そういったものにもかかわってくるのではないかなと思います。そういった点におきましても、やはり高齢者の方の住まいがどうあるべきなのか、こういった観点からの検討を進めていただきたいと思いますので、これについては要望させていただきたいと思います。

以上です。

○塚口会長 ありがとうございます。

どうぞ。隠塚委員ですね。どうぞ。

○隠塚委員 1点だけ。今日、275号のところで生産緑地の話がありました。そのときにも国の方針として都市にあるべきものと位置づけられているというところから今回平米数を減らしているわけですが、今回この持続可能な都市の構築に向けた検討の方向性の最後のところで、一定まとまった産業用地の確保ということが出てきています。

これ、今回の資料を見ている、例えば上鳥羽・吉祥院、久我・羽束師、横大路、別にここは山があるわけではなくて、結果的にそこが住宅地、そして工業用地、こうしたものが増えているということは、やっぱり農地が減っている理由だと思っていまして、こここのところの整合性をどのようにとりながらこの方向性を出すのかということについて、少し今日の議案でもあったものでもありますので、その整合性をどのようにお考えなのか、そこについて確認したいなと思っております。

以上です。

○塚口会長 事務局、お答えください。

○事務局 今、委員がおっしゃいましたいわゆる京都市の南部の工業地域、工業専用地域の中にも生産緑地というのは非常に多くございます。今回、面積要件を500平方メートルから300平方メートルに下げさせていただこうということで御意見をお聞きさせていただくことになるわけですが、いわゆる南部のほうの農地につきましては、比較的規模として大きい農地が多うございまして、その南部のいわゆる工業地域、工業専用地域において小さな農地がたくさん出てくるということは、逆にちょっとあまり今のところ想定はしていないという状況でございます。

ただ、少しでもそういったものがあれば、今後の産業用地を取得する際に何かその支障といいますか、そうなる可能性が絶対はないのかといいますと、一方でそういった側面もあるというところは先ほども御指摘も頂戴したところではございますけれども、一方で、もともとそういった300に下げることにな

る対象の農地が少ないということと、あともう1つは、その工業地域、工業専用地域におきましても一定その緑地の機能というものは果たすべき機能としてあるのかなと考えてございますので、そこにつきましては、産業用地の確保とこの生産緑地の緑の確保というものはしっかりと両立をさせていくように努力してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○塚口会長 隠塚委員，どうぞ。

○隠塚委員 わかりますが、都市にあるべきものと位置づけられたということをどのように深く受けとめるかだなどと思っていまして、その産業用地が必要だからということになっていくと、どんどんこの考え方が、都市農地の位置づけについての考え方がないがしろにされることになりかねないので、そのところについては、改めてどうした規模が最低限必要なのかとかということも含めて考えていただきながら方向性をしっかりとさせていただきたいなと思っていきますので、それだけ要望して、終わります。

○塚口会長 ありがとうございます。

ほかに御発言。井上委員，どうぞ。

○井上（け）委員 最も基礎的な要素が人口だとおっしゃっておられるんですけども、私もそのとおりだと思います。ところが、全般的な人口減少のこの原因とか背景については何も触れられていないと。じゃ、今後人口を増やすというんですか、あるいは減少を防ぐためにどういう手だてが要るのかということ考えた場合、ちょっとその原因なり背景について、あるいは克服の方向ということについてどう考えていらっしゃるのかということが1つ。

それから、京都市の場合、じゃ、人口の見通しがどうなるのかということについては、きょうの御報告では何も触れられなかったんですけども、かろうじて2回目の部会の資料の中で、2040年には総人口は20万人減少して130万人を割り込む見込みだと、こういうことが書かれておるわけですけども、きょうの報告で全然そのことは触れられてない。

この20万人減少するということについて、一般的に減るという見通しなの

か、あるいは、もっと減るけれどもこういう努力をするので減り方を20万人に抑えるという意味での数字なのかですね。あるいは、国やら他都市のいろいろデータを見ていますと、単に20年度だけじゃなくて、50年後、100年後の推移についてもいろいろ分析されたりしていると思うんですが、本市の場合、そのあたり、長期的なスパンでどのように人口推移を見ていらっしゃるのか、あるいは減少率を少しでも減らすためにどういう努力をされようとしているのか、このあたり、まとめてお答えいただけますでしょうか。

○塚口会長 事務局，お答えください。

○事務局 概括的な回答になりまして恐縮でございますけれども、人口減少の原因が示されていないという御指摘ございましたが、私どものほうとしましては、今後、人口減少の、まずは減っていくというものは第2回の部会の資料ということをおっしゃいましたけれども、1回目の部会の資料でもこちらのほうは説明させていただいているということでございまして、最初の第1回目のところに前提として大きく説明をさせていただいたというものでございます。

それから、今回私どものほうでどうこれに対応しているかということで、部会の中で私どものほうも仮説を出させていただきまして、その中に、今日も御説明させていただきましたけれども、市内で働いている方が減っていつている、逆に市外で働いている人が増えていつている、あるいは平成28年の1年間の動向でございますけれども、東京、大阪、あるいは京都府南部、滋賀県に対して転出超過、国外からの転入を除くと転出超過になっておるという状況でございます。このあたりは原因の1つとしてしっかり見ていかないといけない。すなわち、私どもとしては、学生のとくに京都にたくさん来ていただきますけれども、その方たちが就職して社会人となって結婚して子育てするタイミングで外に出ていつておられるのでなかろうかという仮説を出させていただいて、議論をお願いしているという状況でございます。

それから、人口予測でございますけれども、こちらは私どものほうは平成52年ということで予測を立てておりますが、これはいわゆる社人研のデータをもとに、私どものほうで一番とれる範囲ということで先を見通してこちらの数

字を採用させていただいているというものでございます。

以上でございます。

○塚口会長 井上委員，どうぞ。

○井上（け）委員 ちょっと私の聞いているのは，それは第1回目の部会の資料の見方が私のほうで足らんかったということについては申しわけなかったと思いますけれども，ちょっとこの聞いていることについても全面的にお答えいただけないような気がするわけですよ。じゃ，なぜ人口がこのように今低下傾向にあるのかということについての分析はどうなのかと。それを克服しようとするために何が必要なのかと。それは都市計画局の守備範囲からは超えるけれども少子化対策が今後求められると。だけど，それはうちの守備範囲からちょっと外れるので，都市計画の分野に限っての検討を以下進めるんだと，こういう大きな枠組みの中で議論することが必要じゃないかなという気がするわけです。あるいは教育にかかわる，あるいは子育てにかかわる費用負担の問題をどのように克服するのかとかですね。本来だったらそういうことにも議論が及ばないと，人口問題が最も基本的な要素だと言いながら，ちょっと僕はそのあたり，どう議論するのかなど，こう思います。

あわせて，今日，御報告のあった2回目の部会の課題項目と論点整理の中に，京都特有のとか，それから，京都ならではと，こうも書いてあるわけですがけれども，京都の問題と同時に，この政府の国土政策との関係で全国の各都市や市町村がどんな状況に置かれているのか。まず一般的なこの議論が前提にあった上での京都の議論という気がしますし，また，東京一極集中是正と言いながら，政府の掲げる東京圏，名古屋，また中京，あるいは，関西，また大阪の3大都市圏，いわゆるメガリージョン構想は僕は矛盾だと思っているんだけど，その際，京都がこの関西圏の中に大阪と全く同じ位置づけで含まれメガリージョンの構成要素としての都市なのか，それとも関西圏の一翼ではあるんだけど大阪とは位置づけがちょっと異なるのかね。あるいは，大阪を中心とする関西圏から少し離れた位置なのかどうか。このあたりも僕は国が考えていらっしゃる国土のグランドデザインなんかとの関係でどういう位置づけが京都に与えら

れているのか、あるいは京都がどう考えるのか、こういう枠組みの中で、じゃ、京都ならではの議論がどう接近していくかというね。ここのところの大枠もちょっとわからないので、ちょっとそのあたり、教えていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○塚口会長 事務局からお答えをいただいてから、川崎部会長に何がしか補足していただくか、どちらがよろしいですか。

○川崎会長職務代行者 どちらでも。

○塚口会長 そしたら、まず事務局からお答えいたします。後で川崎部会長にお答えをお伺いといいたししょうか、コメントしていただきます。

○事務局 人口減少でございます。先ほど委員がおっしゃいましたとおり、自然動態と社会動態と2つあると思っております。こちらについてしっかり見ていきたいと思っております。

関係部局とも私ども、保健福祉局でありますとか、そういった部局とも庁内の連携会議をつくっております。今まだ議論の最中でございますけれども、そういったところでは情報共有しておりますし、今後も京都市の施策全般にわたってこの案件につきましてはかかわってくるものでございますので、当然そういったところとも連携を今後も進めてまいりたいと考えてございます。

それから、国の、委員のほうから御紹介いただきました話でございますが、まず、私どもとしましては、今回部会を設置したときに、そもそも今回の検討につきましては都市計画マスタープランに基づいて、これの実効性をより高めるための検討をしていこうということで考えてございます。当然、国の動きも注視して進めてまいりますけれども、私どもの出発点といたしましては、この都市計画マスタープランに基づく都市づくり、これをより詳細にエリアを見ていこうというのが出発点でございますので、その点につきまして御理解を賜ればありがたいと考えてございます。

以上でございます。

○川崎会長職務代行者 部会で議論していることとか、我々考えていることについて、少し補足を今の御意見につきまして。

人口減少の理由というのは、1つは人口統計、どこの地域でもそうですけれども、人口統計、出生率の比較なので、この予測の基盤があるので、それに応じて少なくなっているというのは、これはもう自然動態として考えています。大きな社会動態としても、国全体でも出生率は低くなっていますので、これについては、おそらく我々が都市計画、先ほど御指摘あったように少子化対策をそれぞれ、総合的な物事全てに対応していかないとなかなか歯どめがきかないと。これは京都は全国の中で特別なものではなくて、都市間競争として都市がそれぞれやっていかないといけないということと思っています。

国土のグランドデザインの、メガリージョンの話ですけれども、これにつきましても京都というのは1つの、大阪と京都、滋賀県、それぞれ違いますけれども、それぞれが頑張っていないと、このエリア、近畿圏のエリアというのがしっかりと支えていけませんので、特に京都というのは頑張っていないといけないというもののの中で地域性というものをどう反映していくのか。

それから、もう1つは、日本の中だけでなく世界的なその視野で見たとしても、例えばちょっと古い話かもしれませんが、ニューヨークのコダックが潰れて旧コダックのところが再生されて、工業団地だとか、それからテクノシティだとか、そういうものがどんどん出てくる中で、それだけでもいけないということで、京都の特有性の考え方を、例えば京都ブランドであったり伝統工芸と先端を結びつけた産業都市をどうつくるか。それから、環境都市との間でどう調和していくのか。

先ほど南丹市の一部の事例、新光悦村というのがありましたけれども、これなんか非常におもしろい考え方でございましてですね。伝統工芸の焼き物と、それからセラミックを結びつけて、ただ、誘致がなかなか、やっぱり交通条件も整わないといけない。それから、適正農地だとか、いろんな農地の条件をクリアしていいかないといけませんし、それから、一般的な人間が住むには非常に環境の悪いようなところではなくて、緑地が多くてむしろ研究施設だとか、それから生産施設だとかと一緒に環境もベースにして、それから、働く地域のぜひとも雇用を生み出して若い人が。今の京都というのは学生は多いんで

すけれども、非常に流動してすぐ出ていってしまう。卒業するとすぐ外へ出ていってしまう。そういう流動が起こらないように雇用の場所としても魅力あるべきところというのは非常にポテンシャルをたくさん持っていますので、そういう面を1号委員の先生方、検討とともにこのデータをしっかり分析してやってきたいということで議論を今まで2回ほど進めてきている次第でございます。

ですので、先ほどの御質問につきましては全て答えているということではございませんけれども、我々もこれからそれを議論していきたいと思っていますので、どうぞよろしく申し上げます。

○塚口会長 中間報告でございますので、延々とやる気持ちは私ございませんが、あと、おっしゃりたいことは簡潔に御発言いただけますでしょうか。中間報告ですからね。今日これで決めるということじゃございませんので。そういうことを御理解いただいた上で御発言ください。

どうぞ、井上委員。

○井上（け）委員 できるだけ節約というか、省略はさせていただいたらいいかと思うんですけども。私は資料全体がちょっと事務局の、言葉は悪いけど恣意的というか、誘導的というか、ちょっとそういう気がするわけですよ。全面的な材料提供というよりも、むしろ何か特定の方向へ持っていかうという受けとめを私としてはしてしまうわけです。

一番端的に思いますのは、課題項目と論点整理の中で、企業誘致を進めるための産業用地の確保と。これは働く場所を確保すると、そのことからの議論から出発してきているからこそということとはよく理解できるんですけども、そこから即企業誘致とか産業用地の確保と話が一方的に行くと、ちょっとこれは僕は飛躍し過ぎているんじゃないかと。

雇用の問題でいえば、特に介護や保育、あるいは中小企業などでは人手不足だと言われておりますから、働く場所を確保するということが直ちに企業誘致、産業用地の確保というところに行くかどうかということについては、もうちょっと中間的な議論が要るんじゃないかなという気がしているわけですね。あるいは、これからは第1次産業や6次産業での雇用拡大の場づくりがもっと求めら

れるんじゃないかと。

あるいは、もっと言えば、私は京都市の前年度の決算報告書でも消費の低迷ということが言われておりまして、すなわち市民の購買力の向上が目下の最重要課題であって、このところをどう議論するかということのを抜きに、生産一辺倒という考え方なり方向でいいのかどうかということについても議論が要るんじゃないかと、こんなふうに改めて思うわけです。

そのあたり、ちょっと僕は資料の何か多面的な提供といいますか、多様な議論を保障し得るようないろんな角度からの材料提供で今お願いをして、今後とも部会の先生方にはぜひいろんな角度からの議論をお願いしたいと、こんなふうに期待しておりますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

○塚口会長 いろいろと御指摘いただきましたので、そういった御意見の趣旨を踏まえて今後部会を運営していただきますよう、よろしくお願ひいたします。

ほかにこの報告案件につきまして御発言ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、一応、御意見、御質問も出尽くしたようでございますので、この報告を終わります。

続きまして、都市のレジリエンスの構築に向けての報告がございます。事務局から報告よろしくお願いたします。

○事務局 それでは、「都市のレジリエンスの構築に向けて」について御報告いたします。

本市は、ロックフェラー財団の創立100周年を記念した事業であります「100のレジリエント・シティ」のプロジェクトに参加する世界100都市の1つとして昨年5月に選定されました。

レジリエント・シティとは、自然災害などの外的ショック及び人口減少や地域コミュニティの希薄化のように忍び寄る内的ストレスにしなやかに対応し、発展し続けられる都市を意味しており、京都市が50年後、100年後も魅力ある都市として存続・発展していくための全市的な取り組みの指針として、京都市レジリエンス戦略の策定を進めております。

都市計画の分野においても、先ほど御報告いたしました魅力あるまちづくりを目指した持続可能な都市の構築の検討における人口減少への対応や、前回の審議会で報告いたしました歴史的景観の保全の関する具体的施策における都市の魅力の向上、さらには、防災都市づくりにおける地域防災力の向上等に取り組んでおりますが、レジリエント・シティの実現という全市的な方向性と合致するものでございます。

今後、都市計画に係る政策の中にレジリエンスの観点を取り入れながら相乗効果を生み出していけるように取り組んでまいりたいと考えておりますので、本日、本審議会委員の皆様には都市のレジリエンス構築についても御存じいただきたく、御紹介させていただくことといたしました。

詳しい内容につきましては、この4月に就任された藤田裕之レジリエント・シティ京都市統括監から御紹介させていただきます。

なお、前方のスクリーンを使って御説明させていただきますが、お手元に配付の「報告案件3説明資料」を適宜ごらん願います。

では、藤田統括監、よろしくお願いをいたします。

○藤田CRO 御紹介いただきました私、藤田と申しますけれども、私自身は

実は京都市の職員ではございません。京都市がロックフェラー財団の指定を受けて取り組んでいる門川市長を本部長とするレジリエンス推進本部というものに対して外部からアドバイスするという立場でございますので、レジリエント・シティの取り組みそのものは何かということについては、きょうも出席しておりますこのレジリエンス推進本部の委員でもあります鈴木都市計画局長をはじめ、担当者の方からもまた聞いていただきたいと思います。きょうは、私のこの外部アドバイザーとしてのレジリエント・シティ京都市統括監という立場を含めてのあくまで私見とすることを中心にお話をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

さて、このレジリエント・シティですが、レジリエンスというややこしい言葉が出てまいりました。わざわざこの言葉を使っておりますのは、さっき申し上げましたロックフェラー財団が世界100のレジリエント・シティというネットワークを構築する、そして、世界に呼びかけた結果、京都を含む100都市が選定されたということで、そのネットワークの一員であるということからレジリエント・シティという名称を使っております。

レジリエンスのこの中身でございますけれども、こんなパワーポイントを私はちゃんとつくってないんですが、あらゆるショックやストレスにも対応していくということで、これは今年の2月にその本部のほうからも担当者に来ていただいて、門川市長とも会っていただいてということであったものでございまして、これが最も総合的な資料になっているかと思っております。

この資料は1枚物で表につけておりますので、ゆっくりごらんいただくとしまして、私のほうからは世界100のレジリエント・シティ、これについての説明ですが、我が国では、実は富山市と京都市が選定をされました。富山市が早く立候補されておりました、京都もその後を追いかけて、最終的に二都市が選定されたということでありまして、その取り組みを推進するためにチーフレジリエンスオフィサー、CROという肩書の職員を配置するというので、私がその任に着いております。

世界の主要都市が100都市選ばれておりました、重立った都市がおおむね

入っていると言っても過言じゃないのかなと思っております。発展途上国からも出ております。

都市のさまざまな課題，外的な災害等のショック，あるいはじわじわ忍び寄る内的なストレス，両方に立ち向かうということで，例えばそれぞれの都市で最も課題となるのは何かといったときに，ある都市は安心して水が飲めるまちをつくるためどうしたらいいかということを行っているところもありますし，ある都市は地球温暖化の中でまちが水没しそうだと，ここを何とか食い止めたい，あるいはテロが頻繁に起こることを課題にされている，さまざまな都市のネットワークの中で，しかし，共通するのは50年後も100年後も持続可能でさらにクリエイティブな都市を目指していく，そういうことであります。

レジリエンスというもともとの言葉は，物体がもとどおりの状態に戻るのが物理学の定義であるわけですがけれども，実は私どもが使っておりますレジリエント・シティという取り組みの中ではもう少し新しい概念になっていると思っています。

つまり，もとに戻るだけじゃなくて，例えば人間の心理でしたらぽきっと折れない心のしなやかさ，あるいは，エコロジーでしたらあらゆる環境に対して再び力強く復元していく力，こういうもので，直訳すると強靱さ，しなやかな強さと，こうなるわけですがけれども，単にもとに戻るということだけではなくて，持続可能性という言葉在先ほどから使っておりますが，持続可能性ということ以上に，一度必ずショックを受けて落ち込むことはあるけれども，みんな力を合わせて復元したときにはもともとの状態以上に上がっているというものをこのレジリエンスという言葉で使っておりますが，OECDの会議等，私も出席しましたところでは，その持続可能性というサステナビリティという言葉よりも最近ではレジリエンスという言葉のほうが欧米ではかなりトレンドになっているという印象を受けました。

国においても実は国土強靱化計画というものが法律に基づいてナショナル・レジリエンス・プランという名前のもとでやられておりますが，率直なところ，私見ですがけれども，このナショナル・レジリエンス・プランをここに国土とつ

けてしまうというのは、ちょっと私的にはレジリエンスの概念をあまりにもハードに特定する印象を与え過ぎたんじゃないかなと思っておりますが、実際には国の政策の中でも、経済社会システム等についてもしっかりと伸びていくということが提案されております。

このあたりはちょっとはしよらせていただきまして。

さまざまな突発的なショックの中には地震、火事と社会災害、台風、テロ等がありますし、慢性的なストレスの中には今も話題になっておりました人口減少や少子高齢化、あるいは格差、貧困等がその中に当然含まれる。

その都市が魅力ある都市でなくなって人がもう住まなくなってしまう、あるいは消滅してしまうというリスクを回避するというのが目標であります。しかも、そのときのスパンは50年先、100年以上という長いスパンで見えていく。しかも、その間には何が起こるかわからない。日本でいいましても、50年、100年の間には必ず南海トラフ地震がある、あるいは首都直下地震が起こる、富士山が噴火もあるかもしれない、花折断層地震もあるかもしれない、そういうことを全て想定外を排除して、同時に持続可能性と回復力、さらにクリエイティブな創造性というものを組織、社会、環境、人々の生活問題含めたあらゆるところで行っていくというのがこのレジリエンスであります。

京都はそういう意味では1200年そうしたことを繰り返してきた都市だと思えますし、まさにピンチをチャンスとした復興の歴史であったということで、そこからも学びながらこの京都ならではの強みを最大限生かしていく。

その中には、地域コミュニティであるとか、文化と伝統であるとか、まちの美化、あるいは景観・町並み保全、山紫水明・生物多様性、大学、宗教性、こうした暮らしの美学や生き方の哲学というものがそこには包含されていると考えています。

同時に京都がこの100RCに選定された。東京も大阪も名古屋もここにはかかわっておりません。中央省庁もほとんどタッチしていない。しかし、京都がこのレジリエント・シティとして世界の新しい価値観のネットワークの一員に入っていくということは、そこでしっかりとした評価、実績を上げれば国際

的な信頼，あるいはビジネスパートナーとして，さらには留学生の行き先，観光客の誘致等についても大変大きな意義があると思っています。

しかし，大きな課題があります。人口減少，先ほどずっと言われてきましたので重複を避けませけれども，国の資料でいいますと，2100年には日本の人口が4,000万人です。今の3分の1に落ち込むということは，国が資料として出しております。

京都においても将来展望，このようなデータですが，これはいささか甘いデータかなと私自身は思っておりますけれども，2080年で90万弱ということですが，いずれにしても忘れてはならないのは，日本の国の人口そのものが3分の1になる中で，京都の人口だけが現状維持とか3分の2でとどまるということはまずあり得ないんじゃないか。逆にそういうことを求めるとすれば，私たちが東京一極集中を否定しているというか，是正するというか，言うことにいささか逆行するんじゃないかなと，そういう思いをあくまで私個人としては持っております。

同時に子供が減少，人口減少の一番大きなことが，そもそも出生の対象となっている女性の人口そのものも減っていったということでありまして，京都の人口ピラミッド，きょうの資料にも人口ピラミッドが入っておりますが，例えば京都の人口ピラミッドで25歳から44歳というこの年齢が現在19万人いるのに対して，ゼロ歳から19歳が11万5,000人しかおりません。つまり，25年後，このままの人口推計が行けば，この同じ出生率であれば，京都の市内で生まれてくる子供の数は間違いなく6割に減るということでありませ。

そうした人口減少は必ず大きな影響を及ぼします。空き家が増えていく。子供の数も減る。何よりも自治体の職員も比例すれば減っていく。こういうことが起こってくる。文化の継承者もいなくなるだろう。その中で何をしていくのかということは今考える必要があるだろうと思います。

同時に，空き家が増えてくるということは，先ほどもお話ありましたように，その空き家を活用していくチャンスも増えてくるということでもありますので，

あるいは防災・減災力が低下しそうになったときに誰と一緒にやろうとするのか、地域のコミュニティが弱くなるのであれば、自治会の加入率が100%に近づけばよりよくなっていくんじゃないか、そういうピンチはチャンスという発想を常に忘れずにやっていく必要があると思います。

同時に、この人口が減少しないまちを一定求めるということは必要なことだと思いますけれども、周辺自治体からの流入ということでどこまでいけるのか。もしこの周辺自治体からの流入を求めるような人口減少打開策をするなら、逆に京都市内でも周辺部で過疎化が進むというリスクもあるのではないかと私個人は思っております。同時に少子化克服については、子供・子育て支援と若者支援、それが少子化対策に着実につながるような取り組みをしていく必要がある。でなければ、人口が減少し続けてゼロに限りなく近づいていく。

先ほどの国交省のデータで2100年4,000万人とありましたが、裏話がありまして、2200年には6,000人、2300年には9人という日本の人口推計があるようでありまして、ゼロに限りなく近づいていく笑い話のような話をとめるためにも、この少子化は必ずどこかで2に戻さない限りは人口を維持するということができなくなる、日本の国全体としてできなくなるということが確実であります。

同時に、ここから先がレジリエンスのポイントだと思いますが、要するに人口が減少しても生き生きと暮らせるまちをつくるにはどうしたらいいのか。ここがこのレジリエント・シティとしての大きな施策だと思っております。そのために京都市ではそのレジリエンス戦略をこれから打ち立てていきますし、そのために幅広い市民や関係者の皆様の御意見を伺いたいと思っております。

きょう、御臨席の都市計画審議会の皆様方の御意見も、都市計画という専門分野で考えたときに、今申し上げたようなレジリエンスということ融合していくためにどのようなことが可能なのかということをお意見として承る場にしたいと思っておりますし、その戦略を策定した暁には、ただ単にそれを絵に描いた餅にしてしまうんじゃないかと、市民の皆様、関係団体、行政が一体となって市民運動として実践していく、そういうことが必要かと思っております。

そして、そのために先行して取り扱うべき課題として、6つの項目を第2回の先日のレジリエンス推進本部で門川市長本部長のもとで策定をいたしました。

その1つは、人が育つまち、人口減少・少子化、高齢化への対応、これを大きな柱にしつつ、その中で支え合い助け合う地域コミュニティの活性化、そして、景観・快適に住めるまちという表題での景観・街並み保全、空き家の活用等の対応、そして、豊に暮らせるまちとしての文化・芸術・産業の発展、そうしたことを通じて人が育つ取り組みをしていくその暁、結果としてまち全体が環境にやさしい、そしてまた、災害に強いという効果も生み出すんじゃないかと。同時に、これは当然相乗効果がありますので、それぞれのことをやる中で人が育つ、あるいは環境にやさしいまちの中で人が育つ、そういう相乗効果も想定しておりますが、こうした項目を市民ぐるみで取り組んでいくということで、あらゆるレジリエンス戦略の取組を組織やシステムの見直し、あるいは各種施策への反映、また、市民生活や企業活動の取り組みに生かしていく中でソーシャル・キャピタルを活用する、こんな取り組みにしていきたいと思いますと考えております。

そして、現在進んでおります基本構想の次の基本構想、あるいは基本計画の中にレジリエンスという課題をしっかりと位置づけていくという取り組みで考えておりますし、私の個人の合い言葉と申しますか、皆さんにお届けしたい言葉とすれば、自分さえよければとか今さえよければといった刹那的な、あるいは物さえ豊かであればよかったという今までの右肩上がりの概念から脱却して、私たち自身が一人一人がそういう50年先、100年先をしっかりと見つめて実践できる、自然にも社会にも人にも優しいライフスタイルを実現できるようなそういう人々が住まいる都市、それがレジリエント・シティだという取り組みを大きな意味で進めていく必要があるんじゃないかと。その中で都市計画がどうあるべきか、あるいは、子育て支援、文化・芸術の隆盛というものがどうあるべきかといったことについても当然融合してしっかりと考えていただく必要があると思っております。

ちょっとはしよりましたが、それでも随分時間をオーバーして恐縮でした。

私からの御報告は以上でございます。

○塚口会長 藤田統括監，どうもありがとうございました。非常に限られた時間で失礼いたしました。

それでは，かなり時間も押しておりますけれども，1つ2つ御質問等ございましたら承りたいと思いますが，いかがでございましょうか。

非常に有意義な情報をいただけたのかなと思っておりますが。

○藤田CRO ぜひ，レジリエンスとかレジリエント・シティという取り組みを，京都市がやっているんだなど。東京も大阪も横浜も一切やっておりませんので，京都でしかできない京都ならではの取り組み，そして，それを京都でしかできないんじゃなくて，京都がやっている取り組みを全国に広げていくことによって日本の国の人々のあり方，あるいは日本の国の将来のあり方が変わっていく，そういうことを目指したいと思っておりますので，補足になりますが，よろしく願いいたします。

○塚口会長 それでは，特に御発言がございませんようでしたら，このあたりで終了させていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。（拍手）

委員の皆様方には会議運営に御協力いただきまして，まことにありがとうございました。これで本日の会議を終了いたしますが，委員の皆様方には今しばらく着席のままお待ちいただくようお願いいたします。

それでは，ひとまず事務局にマイクをお返しいたします。

○事務局 委員の皆様，本日はどうもありがとうございました。

そして，傍聴者の皆様，会議の運営に御協力いただきまして，ありがとうございました。